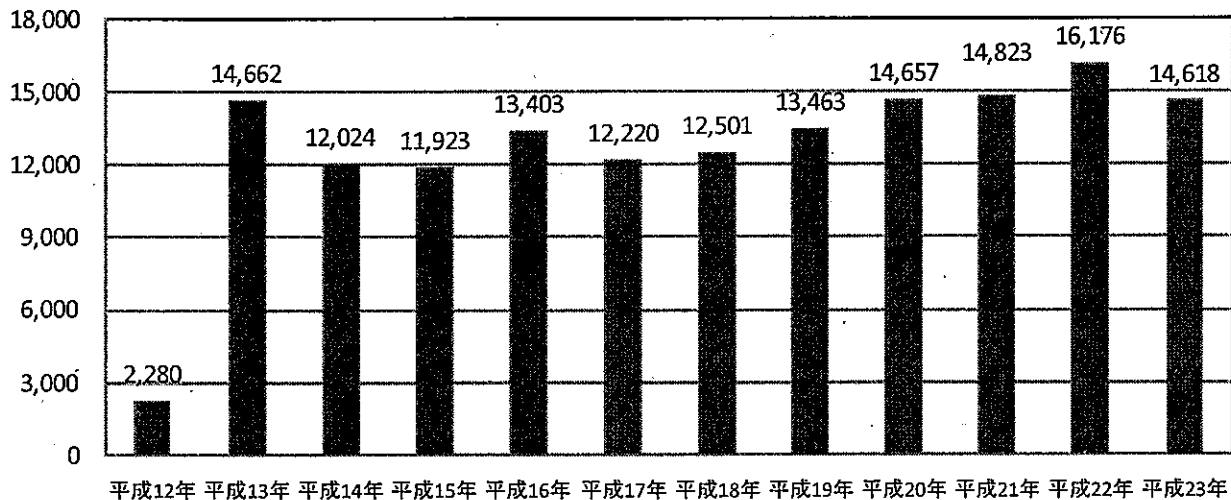


平成23年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について

第1 ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案の認知状況

平成23年中の認知件数は、前年比1,558件（9.6%）減少したものの、平成20年以降4年連続して1万4千件を超える高水準。



注1) 認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成12年は法施行日（11月24日）から12月31日までの間。

2 ストーカー規制法の適用

「禁止命令等」及び「警察本部長等の援助」が法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
警告	1,384	1,335	1,376	1,344	1,288	-56	-4.2%
禁止命令等	17	26	33	41	55	14	34.1%
仮の命令	0	0	0	0	0	0	—
警察本部長等の援助	2,141	2,260	2,303	2,470	2,771	301	12.2%
ストーカー規制法違反検挙	242	244	263	229	205	-24	-10.5%
ストーカー行為罪	240	243	261	220	197	-23	-10.5%
禁止命令等違反	2	1	2	9	8	-1	-11.1%

○ 警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

住民基本台帳閲覧制限措置の意見提出や110番緊急通報登録システムへの電話番号登録といった「その他被害防止のための適切な対応」が法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
被害防止措置の教示	885	1,092	1,189	1,063	1,103	40	3.8%
被害防止交渉に必要な事項の連絡	76	143	139	136	139	3	2.2%
行為者の氏名及び連絡先の教示	79	131	96	98	96	-2	-2.0%
被害防止交渉に関する助言	130	194	194	215	184	-31	-14.4%
被害防止活動を行う民間組織の紹介	13	30	43	42	39	-3	-7.1%
被害防止交渉場所として警察施設の利用	148	135	137	160	128	-32	-20.0%
被害防止に資する物品の教示又は貸出	472	461	416	417	455	38	9.1%
警告等を実施した旨の書面の交付	36	28	41	25	26	1	4.0%
その他被害防止のための適切な対応	968	1,016	1,173	1,548	1,773	225	14.5%

3 ストーカー規制法以外の対応（複数計上）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
被害者へ防犯指導	10,567	10,435	11,074	12,951	12,429	-522	-4.0%
行為者への指導警告	3,381	4,149	4,331	5,887	5,409	-478	-8.1%
パトロール	1,643	1,568	2,122	2,605	2,416	-189	-7.3%
その他対応	1,077	1,009	1,245	1,402	1,391	-11	-0.8%
他機関等への引継ぎ	192	42	39	44	39	-5	-11.4%

注1) 「その他対応」は、被害者の保護、被害者宅への防犯カメラの設置等を計上している。

注2) 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

○ 他法令による検挙

住居侵入、傷害、脅迫による検挙が多い。軽犯罪法、迷惑防止条例による検挙が法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
検挙総数	718	716	759	877	786	-91	-10.4%
殺人（未遂を含む。）	3	11	11	7	7	0	0.0%
強姦	7	2	6	8	6	-2	-25.0%
暴行	41	50	70	73	62	-11	-15.1%
傷害	113	106	93	160	120	-40	-25.0%
脅迫	85	88	87	106	90	-16	-15.1%
強要	10	22	17	14	17	3	21.4%
恐喝	3	14	14	17	6	-11	-64.7%
窃盗	35	35	44	35	34	-1	-2.9%
強制わいせつ	4	8	8	12	10	-2	-16.7%
住居侵入	103	111	124	147	125	-22	-15.0%
逮捕監禁	16	14	20	22	18	-4	-18.2%
名誉毀損	36	18	20	17	20	3	17.6%
業務妨害	3	2	2	5	1	-4	-80.0%
器物損壊	110	78	94	93	91	-2	-2.2%
暴力行為処罰法	13	15	14	11	13	2	18.2%
軽犯罪法	16	25	23	27	29	2	7.4%
銃刀法	38	35	30	33	39	6	18.2%
迷惑防止条例	37	29	35	31	41	10	32.3%
その他	45	53	47	59	57	-2	-3.4%

注1) 未遂のある罪については未遂を含む。

注2) 「その他」には、放火、公務執行妨害、道路交通法違反等が含まれる。

4 ストーカー事案の分析結果

都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった事案について分析した。

注1) 認知件数（平成21年中14,823件、同22年中16,176件、同23年中14,618件）に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

(1) 被害者の性別

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
男性	1,390	9.4%	1,645	10.2%	1,506	10.3%
女性	13,433	90.6%	14,531	89.8%	13,112	89.7%

(2) 被害者の年齢

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
10歳代	1,029	7.2%	1,264	8.0%	1,160	8.1%
20歳代	5,032	35.0%	5,754	36.3%	4,966	34.7%
30歳代	4,201	29.2%	4,748	29.9%	4,151	29.0%
40歳代	2,367	16.5%	2,622	16.5%	2,547	17.8%
50歳代	874	6.1%	946	6.0%	877	6.1%
60歳代	333	2.3%	381	2.4%	394	2.8%
70歳以上	70	0.5%	95	0.6%	96	0.7%
年齢不詳	474	3.3%	47	0.3%	112	0.8%
密接関係者	443	—	319	—	315	—

注) 「密接関係者」とは特定の者と社会生活において密接な関係を有する者（友人、勤務先上司等）をいう。

(3) 行為者の性別

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
男性	11,903	80.3%	13,860	85.7%	12,504	85.5%
女性	1,896	12.8%	1,506	9.3%	1,484	10.2%
不明	1,024	6.9%	810	5.0%	630	4.3%

(4) 行為者の年齢

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
10歳代	344	2.3%	441	2.7%	449	3.1%
20歳代	2,732	18.4%	3,135	19.4%	2,768	18.9%
30歳代	3,816	25.7%	4,192	25.9%	3,805	26.0%
40歳代	2,679	18.1%	3,137	19.4%	2,894	19.8%
50歳代	1,589	10.7%	1,577	9.7%	1,468	10.0%
60歳代	912	6.2%	1,087	6.7%	983	6.7%
70歳以上	279	1.9%	348	2.2%	313	2.1%
年齢不詳	2,472	16.7%	2,259	14.0%	1,938	13.3%

(5) 被害者と行為者の関係

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
特定の者	14,380	97.0%	15,857	98.0%	14,303	97.8%
配偶者（内縁・元含む）	1,215	8.2%	1,413	8.7%	1,279	8.7%
交際相手（元交際相手含む）	7,633	51.5%	8,500	52.5%	7,741	53.0%
知人友人	1,563	10.5%	1,796	11.1%	1,588	10.9%
勤務先同僚・職場関係者	1,291	8.7%	1,420	8.8%	1,299	8.9%
面識なし	824	5.6%	874	5.4%	805	5.5%
その他	618	4.2%	739	4.6%	721	4.9%
関係（行為者）不明	1,236	8.3%	1,115	6.9%	870	6.0%
密接関係者	443	3.0%	319	2.0%	315	2.2%
合計	14,823		16,176		14,618	

注)「その他」は、近隣居住者、客と従業員、医者と患者、タレントとそのファン等を計上している。

(6) 動機

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
ストーカー規制法に抵触する動機	13,113	88.5%	14,434	89.2%	13,450	92.0%
好意の感情	9,322	62.9%	10,450	64.6%	9,770	66.8%
好意が満たされず怨恨の感情	3,791	25.6%	3,984	24.6%	3,680	25.2%
ストーカー規制法に抵触しない動機	308	2.1%	370	2.3%	299	2.0%
精神障害（被害妄想含む。）	71	0.5%	79	0.5%	51	0.3%
職場・商取引上トラブル	8	0.1%	13	0.1%	8	0.1%
その他怨恨の感情	75	0.5%	105	0.6%	115	0.8%
その他	154	1.0%	173	1.1%	125	0.9%
不明	1,402	9.5%	1,372	8.5%	869	5.9%

注)「その他」は、離婚に伴うトラブル、親権問題等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

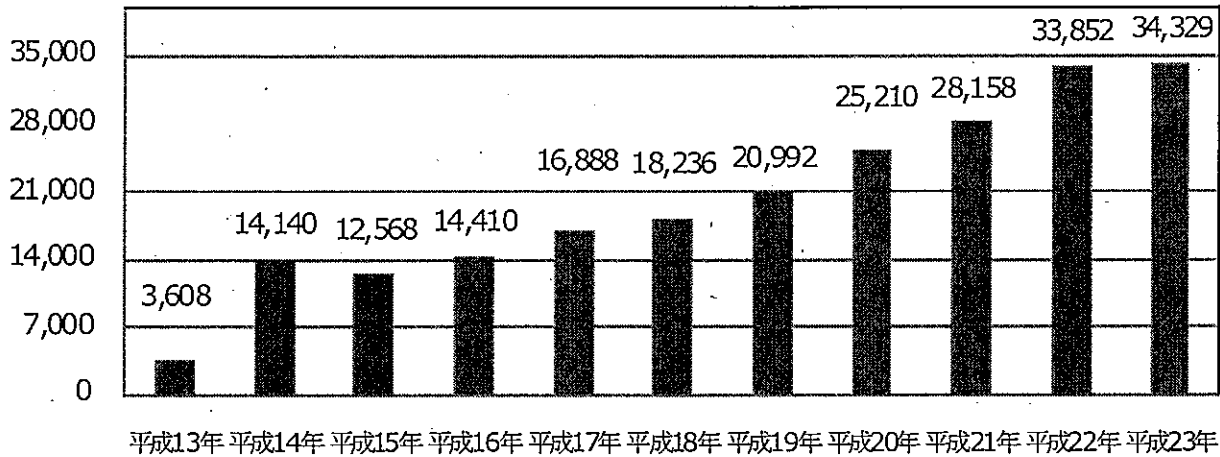
	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
1号 つきまとい・待ち伏せ等	7,607	29.1%	8,477	29.6%	7,746	30.3%
2号 監視していると告げる行為	1,092	4.2%	1,193	4.2%	1,106	4.3%
3号 面会・交際の要求	7,738	29.6%	8,472	29.6%	7,570	29.6%
4号 乱暴な言動	3,069	11.7%	3,413	11.9%	2,975	11.6%
5号 無言電話・連続電話	4,453	17.0%	4,846	16.9%	4,207	16.4%
6号 汚物等の送付	139	0.5%	157	0.5%	130	0.5%
7号 名誉を害する行為	793	3.0%	788	2.8%	706	2.8%
8号 性的羞恥心を害する行為	987	3.8%	1,012	3.5%	898	3.5%
その他（ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等）	294	1.1%	243	0.8%	237	0.9%

注)「その他」は、ストーカー規制法第2条第1項各号に該当しない連続メールの送信、一方的な贈り物等を計上している。

第2 配偶者からの暴力事案の対応状況

1 配偶者からの暴力事案の認知状況

平成23年中の認知件数は、法施行後最多。



注1) 認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2) 平成13年は法施行日（10月13日）から計上している。

注3) 平成16年12月2日から、婚姻関係等が解消したのもも配偶者として計上している。

注4) 平成20年1月11日から、「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

2 対応状況

(1) 警察の対応

ア 配偶者暴力防止法に基づく対応

「警察本部長等の援助」が法施行後最多。

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
第8条の2	警察本部長等の援助	5,208	7,225	8,730	9,748	10,290	542	5.6%
第29条	保護命令違反検挙	85	76	92	86	72	-14	-16.3%

○ 警察本部長等の援助の内訳（複数計上）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率	
被害を自ら防止するための措置の教示	746	1,337	1,646	2,361	2,578	217	9.2%	
住所等を知られないようにするための措置	住民基本台帳事務における支援	2,898	3,339	3,951	4,258	4,232	-26	-0.6%
	捜索願への対応	825	1,362	1,742	2,290	2,376	86	3.8%
	上記両方	231	395	401	571	684	113	19.8%
被害防止交渉に関する事項についての助言	138	218	240	499	320	-179	-35.9%	
加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	61	81	55	128	88	-40	-31.3%	
被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	99	98	92	163	190	27	16.6%	
その他	210	395	603	1,466	1,755	289	19.7%	

イ 配偶者暴力防止法以外の対応（複数計上）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
防犯指導・防犯機器貸出し	14,315	17,967	20,255	25,726	28,267	2,541	9.9%
保護命令制度の説明	12,731	16,224	17,662	22,269	22,984	715	3.2%
加害者への指導警告	4,085	5,341	5,753	8,481	9,331	850	10.0%
その他対応	3,611	5,066	5,248	6,377	6,214	-163	-2.6%
関係機関への連絡	3,407	4,434	4,439	4,880	5,714	834	17.1%
パトロール	1,368	2,481	2,253	2,750	2,638	-112	-4.1%
他法令による検挙	1,581	1,650	1,658	2,346	2,424	78	3.3%

注1)「その他対応」は、弁護士会・法テラスの教示、警察による被害者の保護、避難先への搬送等を計上している。

注2)「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間シェルター等を計上している。

○ 他法令による検挙

傷害、暴行による検挙が多く、他法令による検挙は法施行後最多。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
総数	1,581	1,650	1,658	2,346	2,424	78	3.3%
殺人（未遂を含む。）	77	77	44	49	46	-3	-6.1%
傷害致死	3	7	1	2	0	-2	-100.0%
傷害	856	871	853	1,170	1,142	-28	-2.4%
暴行	459	504	552	848	975	127	15.0%
脅迫	17	22	21	35	27	-8	-22.9%
住居侵入	38	24	22	38	32	-6	-15.8%
逮捕監禁	10	12	9	7	13	6	85.7%
強姦	0	6	2	0	0	0	0.0%
強制わいせつ	2	1	0	2	1	-1	-50.0%
名誉毀損	2	1	1	2	1	-1	-50.0%
器物損壊	36	35	43	54	56	2	3.7%
暴処法違反	28	23	32	45	40	-5	-11.1%
銃刀法違反	16	16	27	33	27	-6	-18.2%
ストーカー規制法違反	5	1	0	0	0	0	-
その他	32	50	51	61	64	3	4.9%

注1) 発生した事件を検挙した後、当該事案が配偶者からの暴力事案であることが判明したものを含む。

注2) 未遂のある罪は、未遂を含む。

注3)「その他」には、公務執行妨害、放火、保護責任者遺棄致傷（致死傷）、強要、覚せい剤取締法違反、道路交通法違反等が含まれる。

注4) 傷害致死は平成18年から計上している。

(2) 警察に対する通知等

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
第6条第2項	医療機関からの通報	56	81	44	60	45	-15	-25.0%
第14条第2項	裁判所からの書面提出要求	2,162	2,618	2,722	2,774	2,460	-314	-11.3%
第15条第3項	裁判所からの保護命令通知	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	-284	-11.7%

○ 保護命令に係る対応状況

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対前年比	増減率
裁判所からの保護命令通知	2,239	2,534	2,429	2,428	2,144	-284	-11.7%
※併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知	—	935	921	872	778	-94	-10.8%
接近禁止命令のみ	1,680	506	320	236	147	-89	-37.7%
うち子への接近禁止命令	969	232	149	101	65	-36	-35.6%
※うち親族等への接近禁止命令	—	31	25	21	16	-5	-23.8%
※うち子・親族等への接近禁止命令	—	34	29	26	10	-16	-61.5%
退去命令のみ	7	5	6	9	4	-5	-55.6%
接近禁止命令・退去命令	552	128	63	43	47	4	9.3%
うち子への接近禁止命令	357	55	32	20	20	0	0.0%
※うち親族等への接近禁止命令	—	4	9	3	4	1	33.3%
※うち子・親族等への接近禁止命令	—	9	5	3	7	4	133.3%
接近禁止命令・電話等禁止命令	—	1,412	1,544	1,526	1,427	-99	-6.5%
うち子への接近禁止命令	—	574	624	585	582	-3	-0.5%
※うち親族等への接近禁止命令	—	157	166	163	164	1	0.6%
※うち子・親族等への接近禁止命令	—	296	336	359	318	-41	-11.4%
接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	—	483	496	614	519	-95	-15.5%
うち子への接近禁止命令	—	257	245	293	256	-37	-12.6%
※うち親族等への接近禁止命令	—	34	39	44	54	10	22.7%
※うち子・親族等への接近禁止命令	—	93	96	131	86	-45	-34.4%

注1) ※「併せて配偶者暴力相談支援センターへの通知」、「親族等への接近禁止命令」、「電話等禁止命令」は、平成20年1月11日から。

注2) 「子に対する接近禁止命令」、「親族等に対する接近禁止命令」及び「電話等禁止命令」は、被害者に対する「接近禁止命令」が発せられた場合にのみ発せられる。

注3) 「親族等への接近禁止命令」で、命令の対象とされる親族等としては、被害者の両親、兄弟、成人の子が多い。

4 配偶者からの暴力事案の分析結果

都道府県警察が取り扱い、警察庁に報告があった事案について分析した。

注1) 認知件数（平成21年中28,158件、同22年中33,852件、同23年中34,329件）に対する割合を算出したもの。

注2) 割合は、四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。

(1) 被害者の性別

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
女性	27,638	98.2%	33,056	97.6%	33,183	96.7%
男性	520	1.8%	796	2.4%	1,146	3.3%

(2) 被害者の年齢

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
10歳代	370	1.3%	457	1.3%	453	1.3%
20歳代	5,668	20.1%	7,035	20.8%	7,069	20.6%
30歳代	10,022	35.6%	11,670	34.5%	11,539	33.6%
40歳代	6,661	23.7%	8,095	23.9%	8,364	24.4%
50歳代	2,666	9.5%	3,210	9.5%	3,184	9.3%
60歳代	1,860	6.6%	2,275	6.7%	2,392	7.0%
70歳以上	896	3.2%	1,090	3.2%	1,310	3.8%
年齢不詳	15	0.1%	20	0.1%	18	0.1%

(3) 加害者の年齢

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
10歳代	130	0.5%	190	0.6%	194	0.6%
20歳代	4,130	14.7%	5,081	15.0%	5,090	14.8%
30歳代	9,145	32.5%	10,863	32.1%	10,811	31.5%
40歳代	7,215	25.6%	8,829	26.1%	9,078	26.4%
50歳代	3,718	13.2%	4,236	12.5%	4,130	12.0%
60歳代	2,489	8.8%	3,068	9.1%	3,118	9.1%
70歳以上	1,265	4.5%	1,491	4.4%	1,848	5.4%
年齢不詳	66	0.2%	94	0.3%	60	0.2%

(4) 被害者と加害者の関係

	平成21年	割合	平成22年	割合	平成23年	割合
婚姻関係	20,355	72.3%	24,542	72.5%	25,112	73.2%
婚姻関係解消後	3,611	12.8%	3,941	11.6%	3,765	11.0%
内縁関係	3,571	12.7%	4,652	13.7%	4,830	14.1%
内縁関係解消後	621	2.2%	717	2.1%	622	1.8%

注) 「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。